

大 阪 数 学 教 育 会 会 則

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は大阪数学教育会と称する。

第 2 条 本会は事務局を会長の勤務する学校に置く。ただし、事情により事務局を他の学校に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は数学教育に関する研究・実践と進歩普及を図り、大阪の数学教育の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 研究および調査
2. 会報および会誌の発行
3. 講習会、講演会および研究会等の開催
4. その他、本会の目的を達成するに必要と認められる事業

第 5 条 前条の事業を達成するため本会に、研究部、編集部、庶務部、会計部およびその他の部を置く。なお、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

第 3 章 会員及び会費

第 6 条 会員は本会の趣旨に賛同し、入会を申し込み、所定の会費を納入した者をいう。会員を分けて、名誉会員、正会員および賛助会員とする。

名誉会員は本会の功労者について、幹事会の決議により推挙した者をいう。

第 7 条 会費は、毎年度 6 月末日までに納入するものとし、名誉会員および正会員は年額 1,000 円、賛助会員は年額 1 口 10,000 円とする。

第 8 条 会員は、本回発行の会報の配布や本会主催の諸事業について、特別の便宜を受けることができる。

第 9 条 会員が会費を滞納したときは、会員としての資格を失う。

第 4 章 役員・幹事会及び会計監査

第 10 条 本会に下記の役員および幹事等を置く。

会長 1 名 副会長 5 名 顧問 若干名 部長および副部長 若干名
幹事 必要数

第 11 条 本会に会計監査 2 名を置く。

第 12 条 役員及び幹事等の選出は、次の通りとする。
会長・副会長は幹事会で選出する。

顧問は幹事会において委嘱する。

部長および副部長は業務担当幹事で互選する。

会計監査は幹事会で推薦し、総会の承認を得る。

第 13 条 会長は本会を代表し、会務を統轄し、財産を管理する。

副会長は会長を助け、会務を整理する。また、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順に従ってその職務を代行する。

幹事は、業務を分掌し、処理する。

第 14 条 役員および幹事等の任期は 2 年とし、6 月 1 日に始まり翌々年 5 月 31 日に終わる。

第 5 章 役員会及び幹事会

第 15 条 役員会は、会長・副会長ならびに各部長および副部長で構成し、必要に応じて会長が召集し、幹事会に付議すべき事項および必要な事項を定める。

第 16 条 幹事会は、必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議すると共に、各部の連絡調整に当たる。

1. 総会に付議すべき事項
2. 会長・副会長および次期幹事の選出
3. 顧問の委嘱
4. 会計監査の推薦
5. その他事業遂行上必要な事項

第 17 条 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 6 章 総会

第 18 条 総会は、毎年 1 回会長がこれを召集する。ただし、緊急を要する場合には、臨時に総会を招集することができる。

第 19 条 総会に付議すべき事項は次の通りとする。

1. 会務および会計の承認
2. 会則変更の議決
3. 財産に関する事項
4. その他幹事会の提出した議案の議決

第 20 条 総会には議長・副議長を置き、議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 7 章 資産及び財産

第 21 条 本会の資産は基本財産と通常財産の 2 種とする。

基本財産は基本金として受けた寄付金をもってする。

通常財産は会費およびその他の収入をもってする。

第 22 条 本会の経費は通常財産をもってこれに当てる。

第 23 条 基本財産の運用は役員会において出席者全員の同意を得なければならない。

第 24 条 本会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

第 8 章 休止

第 25 条 本会は、総会において出席者会員の 4 分の 3 以上の同意により、休止することができる。

休止とは原則として次の条項に掲げるものを行わないことをいう。

第 4 条 1,2,3 および第 18 条

休止中は会費を徴収しない。

第 26 条 休止中でも、役員・幹事を定め、必要に応じて役員会、幹事会を開催する。

また、会計監査は毎年行い、幹事会で諮ることとする。

第 27 条 休止からの再開については幹事会での議決により行う。議決については第 17 条の通りとする。

第 9 章 解散

第 28 条 本会を解散するには、総会において出席者会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

附則

第 29 条 本会則の施行に関して必要な細目は、幹事会の議決を経て別にこれを定める。

第 30 条 本会則は昭和 51 年 11 月 13 日より施行する。

第 7 条改正（昭 57.11.13）

第 10,12,16 条改正（平 2.11.10）

第 6 条改正（平 7.11.4）

第 7 条改正（平 8.11.2）

第 6,7 条改正（平 10.11.7）

第 7 条改正（令 7.3.1）

第 25,26,27,28,29,30 条改正（令 7.12.6）